

## 委託業務仕様書

### 1 委託業務の目的

岐阜関ヶ原古戦場記念館（以下、「記念館」という。）の開館（R2.10）以降、順調に観光客が増加している中、来月には関ヶ原観光の玄関口である JR 関ヶ原駅南側に大型 LED ビジョンを整備、観光情報を発信することにより、記念館のみならず、町内各所への周遊を促していく。

そこで、年間を通じた町内各所の魅力あふれる観光資源が、十分に伝わる PR 映像を新たに制作することで、観光客が古戦場はもとより、他の観光資源への周遊につなげることを目的とする。

### 2 委託業務名

関ヶ原町 PR 映像等制作委託業務

### 3 委託業務期間

契約締結日～令和 9 年 2 月 15 日（月）

### 4 委託業務内容

「1 委託業務の目的」を踏まえた映像を制作すること。また、制作の際は遠隔操縦機（ドローン）等の専用機材等を活用し、撮影場所や時間帯の工夫等により、関ヶ原町内の魅力が十分伝わる映像とすること。なお、動画は JR 関ヶ原駅南側の大型 LED ビジョンでの放映を主目的とするが、関ヶ原観光ガイド HP や SNS に加えて、イベント会場等での上映など幅広い活用を想定している。

#### （1）PR動画の制作

##### ①企画（訴求テーマ）

- ・「戦国武将」、「東西文化の分岐点」、「中山道」、「アート」、「自然」等、町内の魅力を紹介する内容とすること。

##### ②制作本数

- ・5 分程度の PR 動画：1 本

##### ③規格等

- ・日本語版を作成することとし ナレーションを付与する場合、ナレーションに対応した日本語字幕を作成すること。
- ・ナレーションを付与する場合、ナレーションの日本語字幕の有無が切り替え可能な 2 パターンの動画を作成すること。
- ・撮影に入る前にシナリオ（絵コンテ）を制作すること。
- ・撮影日程、場所、出演者等は、シナリオをもとに町と協議のうえ、決定すること。
- ・本事業についてはインバウンドを意識した構成等は求めない。

##### ④撮影

- ・町が提案する場所（関ヶ原古戦場、不破関跡、今須宿問屋場、グリーンウッド関ヶ原を含む 10 か所程度）及び受託者が提案する場所から選定した 10 箇所（「戦国武将」、「東西文化の分岐点」、「中山道」等、各テーマ 2 箇所程度を目安）以上実施することとし、撮影場所の決定にあたっては、あらかじめ町と協議すること。

- ・撮影時期について、春、夏、秋、冬それぞれの季節を含む内容とし、例年10月中旬に開催する関ヶ原合戦祭りについては必ず動画に含めること。
- ・撮影への協力依頼、日程調整等、撮影地との交渉や撮影に必要な手続き、事前打ち合わせ業務等に係る費用の支払いは、受託者が行うこと。
- ・ドローンの活用、撮影場所や時間帯の工夫等により、町内の魅力を効果的に伝える映像とすること。
- ・出演者は必須ではないが、町と協議のうえ、決定すること。出演者を使用する場合は、本人の同意取得、謝金・交通費等の支払いは、受託者が行うこと。
- ・被写体の肖像権については、許諾確認など必要な権利処理を行うこと。

#### ⑤編集

- ・撮影した映像を繋ぎ合わせるとともに、BGMやナレーション等の音響・音声効果を活用した編集を行うこと。
- ・イベント会場等での上映や町公式HP等での配信を行うために、必要な権利処理及びそれに係る費用の支払いは、受託者が行うこと。
- ・出演者がある場合は、肖像権や著作権に係る必要な手続き及びそれに係る費用の支払いは、受託者が行うこと。
- ・ナレーションを付与した場合は、その内容をテキストファイルで納品すること。

#### ⑥映像プレビュー（試写）

- ・制作状況及び内容確認のため、映像プレビューを2回程度実施し、町の了解を得ること。
- ・プレビューの結果、町の要請に応じて修正できる体制を整えること。
- ・プレビューに必要なデータは、ファイルの閲覧や動画配信サービス等、町が容易に確認できる形で用意すること。

#### ⑦納品

- ・本映像は、4K（3840×2160）解像度での撮影・編集を基本とし、駅前大型LEDビジョンやYouTube等の再生環境に応じて、最適な解像度及びフレームレート（主に30fps）で納品すること。
- ・また、そのまま視聴できるデータ及びパソコン、スマートフォン等での使用、YouTubeチャンネルへの掲載を想定、軽量化した動画データを納品すること。
- ・映像素材一式（撮影場所、出演者等一覧を含む）を納品すること。
- ・納品場所は関ヶ原町古戦場活用推進課とする。
- ・納期は令和9年2月15日（月）とする。

## （2）ショートPR動画の制作

#### ①企画・構成

- ・映像を通じて、四季折々の風景や季節の行事など、時期ごとに異なる町内の魅力を伝えるために最適なショート映像、テロップ等を企画・構成すること。

#### ②制作本数

- ・1分程度のPR動画：4本

#### ③規格等

- ・春、夏、秋、冬それぞれの季節、イベントを紹介する内容とすること。
- ・撮影に入る前に、撮影場所やテーマ等の年間スケジュールを作成すること。

- ・撮影日程、場所、出演者等は、年間スケジュールをもとに町と協議のうえ決定すること。

#### ④撮影

- ・（1）PR動画の制作で撮影した映像を使用することを基本とするが、ショートPR動画専用の映像を使用しても構わない。なお、被写体の肖像権の許諾など必要な権利処理や、撮影に係る費用の支払いは受託者にて行うこと。
- ・撮影場所等は町と協議のうえ決定すること。

#### ⑤編集、映像プレビュー（試写）及び納品

- ・（1）PR動画の制作⑤編集、⑥映像プレビュー（試写）及び⑦納品の規定同様とする。

### （3）観光素材写真の撮影

#### ①企画・構成

- ・四季折々の風景や季節の行事など、時期ごとに異なる町内の魅力を伝えるために最適な素材写真を以下により撮影する。

#### ②規格等

- ・春、夏、秋、冬それぞれの季節、イベントを紹介する内容とすること。
- ・関ヶ原観光ガイドHPに掲載中の「観光スポット」84箇所について、現状の写真を撮影し、各箇所5点程度（複数視点）を、町が指定する専用サイト（非公開）にアップロードすること。なお、それぞれの撮影時期については、撮影条件や季節性等を踏まえ、町と協議のうえ決定するものとする。
- ・決戦地、開戦地など広大な面積を有する観光スポットについては、ドローンでの撮影を可能な範囲で実施すること。
- ・町観光案内パンフレット等での使用を想定しているため、できる限り高画質・高精細なものとすること。
- ・肖像権や施設における撮影許可を得る等問題のないものとすること。

#### ③撮影

- ・撮影場所等は町と協議のうえ決定すること。
- ・撮影場所において必要な権利処理や、撮影に係る費用の支払いは受託者にて行うこと。

#### ④納品

- ・納期は令和9年2月15日（月）とする。
- ・撮影した写真データは全て、関ヶ原町に納品すること。なお、ファイル形式、解像度、データ整理方法等については、町と協議のうえ決定すること。

### （4）独自提案

- ・撮影したPR動画及びショートPR動画の視聴が進むような仕掛けを1つ以上提案すること。
- ・独自提案業務にあたっては、町と十分協議のうえ実施することとし、必要な費用は全て委託費に含むこと。

## 5 委託上限額

### 関ヶ原町PR映像等制作委託業務

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 6 業務実施体制等

### （1）業務実施責任者

- ① 本委託業務を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案、調査研究等のほか、業務従事者を十分指導して業務を安全かつ円滑に実施できるように管理すること。
- ③ 業務実施責任者は、町との連絡を密に行い業務を進め、遅延なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。
- ④ 経費、業務内容など町から報告を求められた際には速やかに対応すること。
- ⑤ 業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。
- ⑥ 受託者は、契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を町に通知すること。

## 7 業務実施状況の報告

受託者は、実施計画等の作成時に町へ報告及び協議すること。

## 8 業務完了後の提出書類

本業務完了時に以下の書類を提出すること。

### （1）以下の①～④の内容を含む実績報告書

- ①事業実施期間
- ②事業実施に要した事業経費
- ③事業の成果が確認できる書類
- ④その他、委託者が指示するもの

### （2）委託業務完了届

## 9 支払い条件等

### （1）業務開始以降について、本業務に係る経費を支払うものとする。

### （2）本業務の遂行上、必要がある場合には受託者は概算払いを請求することができる。

### （3）本業務を実施するうえで必要な機器や物品等の備品購入は認めないものとし、原則として、リースあるいはレンタルでの対応とする。

## 10 業務の適正な実施に関する事項

### （1）関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

### （2）業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、町と協議のうえその一部を委託することができる。

### （3）個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（4）守秘義務

受託者は、本業務を履行するうえで、知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のため利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

（5）第三者に対する損害賠償責任

受託者は、本業務を行うにあたり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。

（6）著作権等に関すること

4（1）PR動画の制作及び4（2）ショート動画の制作については、別記2-1「著作権等取扱特記事項」、4（3）観光素材写真の撮影については、別記2-2「著作権等取扱特記事項」によること。

## 11 その他

- （1）本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- （2）契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を作成し、関ヶ原町の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、関ヶ原町や関係団体と十分協議したうえで行うこと。

## 別記 1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

#### (収集の制限)

第2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、町の承諾があるときは、この限りでない。

#### (目的外利用・提供の制限)

第3 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、町の承諾があるときは、この限りでない。

#### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (廃棄)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

#### (秘密の保持)

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、町の承諾があるときは、この限りでない。

#### (事務従事者への周知)

第8 受託者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

#### (再委託の禁止)

第9 受託者は、この契約による事務については、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、町の承諾があるときは、この限りでない。

#### (資料等の返還等)

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために、町から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに町に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、町が別に指示したときは当該方法によるものとする。

#### (立入調査)

第11 町は、受託者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

#### (事故発生時における報告)

第12 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに町に報告し、町の指示に従うものとする。

## 著作権等取扱特記事項

### (著作者人格権等の帰属)

第1 映像の著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は、受託者に帰属する。

### (著作権の譲渡)

第2 受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を映像の引渡し時に町に譲渡する。

### (著作者人格権)

第3 受託者は、町に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

2 町は、映像の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

### (保証)

第4 受託者は、町に対し、映像が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

### (対価)

第5 映像の作成の対価、映像の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

## 著作権等取扱特記事項

### (著作者人格権等の帰属)

第1 写真の著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は、受託者に帰属する。

### (著作権の譲渡)

第2 受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を写真の引渡し時に町に譲渡する。

### (著作者人格権)

第3 受託者は、町に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

2 町は、写真の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

### (保証)

第4 受託者は、町に対し、写真が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

### (対価)

第5 写真の作成の対価、写真の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。